

平成26年度予算を可決

第2回定例会 3月4日～14日

3月定例会は4日から開会し、4、5日に条例の制定・改正、補正予算など31件の議案を審議し原案どおり可決し、10日まで議案調査のため休会しました。

11日は6議員が一般質問を行い、12日からは26年度各会計の予算7件、議案12件の質疑と審議を行い、原案どおり可決し14日に閉会しました。

●同意、推薦	各1件
●条例の制定	1件
●条例の一部改正	15件
●指定管理者の指定	3件
●財産の取得	2件
●過疎計画の変更	1件
●規約の変更	2件
●補正予算	7件
●新年度予算	7件
●発議	3件
●意見書案	5件
●報告	2件

予算総額77億5,020万円

主な予算の使われ方

<一般会計>

- ・地域おこし協力隊事業 22,492千円
相生地区、上里地区に5人(2年目)
- ・ふるさと定住促進事業 19,950千円
持家奨励金、住宅改修などの奨励金で定住を促進
- ・旧網走信用金庫店舗改修工事 13,954千円
集会施設として使用できるよう改修
- ・緊急通報システム整備事業 3,870千円
消防へ通報できる緊急通報システム機器の購入等
- ・予防接種経費 8,575千円
新たに、水痘、成人肺炎球菌ワクチン助成を追加
- ・鳥獣被害防止総合対策事業 82,135千円
鹿侵入防止柵設置工事、有害鳥獣駆除事業
- ・21世紀の森周辺利活用検討業務 2,744千円
21世紀の森の周辺を含めた将来の構想を策定
- ・町営住宅整備事業 13,101千円
豊永団地屋根・外壁張替改修工事
- ・小学校施設整備事業 9,205千円
津別小学校玄関前排水工事他

<下水道会計>

- ・管渠等施設整備事業 110,266千円
公共下水道と農業集落排水施設との統合に向けた管渠整備他

条例

高齢者等緊急通報システム事業の実施に関する条例の制定

一人暮らしの高齢者等の増加に伴い、火災や急病、事故などの緊急事態の発生時に、迅速で正確な救援体制がとれるよう、消防に通報できる事業を実施するために条例を制定しました。

町税条例の一部改正

字句の誤りを正すとともに、町民税第4期の納期限を変更するために条例の一部を改正しました。

国民健康保険条例等の一部改正

納付の利便性を高めるため、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料の12

月納期の変更と、国民健康保険税及び後期高齢者医療保険料の普通徴収の納期を、7期から9期に変更する改正を各条例について行いました。

個人情報保護条例の一部改正

条例に表記誤りがあったことから改正しました。

津別21世紀の森基金条例の一部改正

平成25年12月定例会で議決した条例の施行日に変更が必要のため改正しました。

地域包括支援センター条例の一部改正

関係する法律の条文の変更に伴う改正と、運営協議会の設置などを条例に規定するため改正しました。

町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正

入居者の資格要件に、町税等を滞納していないことを追加する改正をしました。

特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正

入居者の資格要件に、町税等を滞納していないことを追加するとともに、公募の例外について条文を整理するため、条例の一部を改正しました。

奨学金条例の一部改正

奨学審査委員会の定数及び委員構成を見直すため、条例の一部を改正しました。

社会教育委員条例の一部改正

関係する法律の改正に伴い、条例の一部を改正しました。

有害鳥獣駆除奨励条例の一部改正

奨励金の対象に、ドバトを追加しました。

公の施設に係る指定管理者の指定

次の3件（4施設）について、期間を平成26年4月1日

から平成29年3月31日まで指定しました。

○相生総合交流ターミナル施設
株式会社 相生振興公社

○堆肥製造施設
津別町農業協同組合

○21世紀の森キャンプ場・グレステンスキー場
株式会社 津別町振興公社

財産の取得

○職員住宅（幸町）

財産の数量

1棟4戸

契約の方法

随意契約

買取金額

3千994万4千円

取得の相手

代表者 津別建設株式会社

○町営住宅、特定公共賃貸住

宅（旭町）

財産の数量
町営住宅 6戸
特定公共賃貸住宅 4戸

契約の方法
随意契約

買取金額

1億4千475万4千500円

取得の相手

代表者 株式会社清水建設

津別町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更

体験交流施設整備事業などの追加や、事業費の変更などを内容とした計画の一部変更を行いました。

北海道市町村職員退職手当組合格約の変更

組合を組織する団体の一部

消費税率の引き上げに伴う条例の一部改正

○介護予防・生活支援事業条例の一部改正

介護報酬の改正に合わせ、生活援助員派遣事業の手数料を改正しました。

○下水道条例の一部改正

○個別排水処理施設管理条例の一部改正

○農業集落排水施設設置及び管理に関する条例の一部改正

○水道事業給水条例の一部改正

上記の4つの条例に規定する使用料を改正しました。
※いずれの条例も、施行日は、平成26年4月1日です。

が脱退するため、規約を変更するもので、原案どおり可決しました。

美幌地域3町障害程度区分認定等審査会共同設置規約の変更

関係する法律の施行に伴い名称などを変更するもので、原案どおり可決しました。

農業委員会委員の推薦

佐野多希子さん（上里）を推薦しました。

オホーツク町村公平委員会委員の選任

奥谷公敏さん（湧別町）の選任に同意しました。

第1回臨時会 1月23日

公の施設に係る指定管理者の指定1件、条例改正2件、補正予算3件、報告1件の議案を審議し、原案どおり可決しました。

公の施設に係る指定管理者の指定

地（4戸）を追加する改正をしました。

町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正

関係する法律の改正に伴う条例の改正と、25年度に取得予定の旭町団地（6戸）を追加する改正をしました。

特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正

25年度に取得予定の旭町団

4月から一部運営を予定している体験交流施設の指定管理者について、次の事業者を指定しました。

指定管理者の名称等

津別町字豊永40番地19
有限会社 日本ミート
代表取締役 菊池能正

指定期間

平成26年4月1日から
平成36年3月31日まで